

件名	愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日公布）

**【改正の概要】**

参酌等すべき国の基準省令の改正に伴う軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の改正

○ 主な改正の概要

社会保障審議会介護給付費分科会の答申に基づき、各基準省令の3年に一度の定期見直しが行われたことによるもの

- 1 身体的拘束の適正化の追加
- 2 運営事項に緊急時等の対応の追加
- 3 病床の転換により開設した施設の基準に関する経過措置の期限の延長
- 4 共生型居宅サービスに係る規定の整備
- 5 その他答申に基づく所要の改正及び規定の整備

○ 改正条例

	条例名	改正内容
①	愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	1・5
②	愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	1・5
③	愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	1・2・3 ・5
④	愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	1・4・5
⑤	愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	1・4・5
⑥	愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	1・2・5
⑦	愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	1・3・5
⑧	愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	1・5

施行日 平成30年4月1日

**【その他参考事項】**